令和７年７月１日

法定福利費を明示した請負代金内訳書提出対象工事の変更について

　少額随意契約の基準額引き上げに伴い、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出対象工事を変更しましたので通知します。

１　対象工事

　変更前：設計金額が２５０万円を超える工事

　変更後：設計金額が４００万円を超える工事

２　適用時期

　令和７年７月１日以降、入札公告や指名通知等を行う案件から適用します。

３　上下水道部発注工事への適用

　本通知は、上下水道部発注工事にも適用します。

４　問い合わせ先

　＜通知全般について＞

　　〒430-8652　浜松市中央区元城町103番地の2

　　浜松市財務部調達課工事契約グループ　　　　電話053-457-2176

　＜法定福利費に係る概算額の算出、確認方法について＞

　　〒430-8652　浜松市中央区元城町103番地の2

　　浜松市財務部技術監理課営繕監理グループ　　電話053-457-2426